

**「これからの中業経営の在り方等に関する検討会」
最終報告書（案）**

**～ 国民に信頼される、医療提供体制の担い手として
効率的で透明な中業経営の確立に向けて ～**

目 次

I はじめに

II 今後の医療の担い手としての医療法人を中心とする医業経営の在り方

- 1 質の高い効率的な医療提供体制の整備
- 2 変革期における医療の担い手としての医療法人を中心とする医業経営のあるべき姿

III 医療法人を中心とする医業経営改革の具体的方向

- 1 非営利性・公益性の徹底による国民の信頼の確保

(1) 特別医療法人制度・特定医療法人制度の普及

① 特別医療法人制度について

- ア 特別医療法人の要件の緩和
- イ 収益業務規制の大幅な緩和

② 特定医療法人制度について

(2) 社団医療法人の持分について

(3) 非営利性の徹底

- 2 変革期における医療の担い手としての活力の増進

(1) 効率性を高める方策

① 経営管理機能の強化

- ア 経営管理体制の強化
- イ 経営に係る客観的データ・情報の収集、整理及び共有
- ウ 人事管理機能の強化等
- エ コスト管理の徹底と利益管理体制の強化

② 外部委託の活用・共同化の推進

③ 附帯業務規制の緩和

(2) 透明性を高める方策

① 病院会計準則の見直し等

ア 病院会計準則の現状と課題

イ 見直しの方向

② 経理情報の公開推進

③ 医療に関する情報提供の推進

(3) 安定性を高める方策

① 資金調達手段の多様化

ア 資金調達の現状

イ 改革の方向

(a) 間接金融型調達手段の充実

(b) 直接金融の一手法としての医療機関債の発行等

② 国庫補助・政策融資などの公的支援の在り方

③ 経営安定化のための支援策

ア 社会福祉・医療事業団による経営指導の推進

イ 中小病院の経営改善事例の研究等

IV おわりに

I はじめに

- 我が国の医療を取り巻く状況は、大きく変化している。戦後、国民皆保険制度の実現をはじめ、飛躍的に進んだ我が国の医療制度は、世界保健機構（World Health Organization;WHO）が発表した「2000年版世界保健報告（The World Health Report 2000）」においても、保健医療システムを総合的に評価して世界第1位とされるまでに至ったものの、高齢化、医療技術の進歩、国民の意識の変化などに適切に対応した医療提供体制の構築が求められている。
- 医業経営に関しては、高齢化に伴い、疾病構造が変化するとともに、医療費が高騰し、社会経済状況の低迷が続くなか、医療保険財政が厳しくなるなど、その取り巻く環境は厳しさを増している。
- こうした中、「市場競争を推進することで消費者・利用者の多様な選択肢が保障された豊かな経済社会を構築する」といった規制改革の観点から医療、特に病院経営に株式会社の参入を認めるべきとの主張がなされるなど、様々な問題点の指摘もなされているところである。
- 厚生労働省としては、これまでも、質の高い医療を効率的に提供できる医療提供体制の構築を目指し、「21世紀の医療提供体制の姿」等によりそのあるべき将来像を示してきているところであるが、その基盤となる医業経営についても、これらの動向を踏まえた上で、その在り方について検討することが喫緊の課題となっている。
- 本報告書は、こうした医療をめぐる現状を踏まえながら、これから医業経営の在り方について、●回にわたり検討した結果を
① 今後の医療提供体制の有力な担い手としての医療法人を中心とする医業経営に求められる将来像
② ①を実現するための、医療法人制度を中心とする医業経営についての改革の方向と、これを支える政策、制度の在り方を中心的課題として、取りまとめたものである。

II 今後の医療の担い手としての医療法人を中心とする医業経営の在り方

1 質の高い効率的な医療提供体制の整備

- 厚生労働省が公表した「21世紀の医療提供の姿」においては、今後の我が国の医療の目指すべき姿として、「将来像のイメージ」を提示している。
 - そこでは、「質の高い効率的な医療提供体制」の整備に向けて、
 - ・ 病院病床の機能分化は、公私の役割分担を踏まえつつ、各医療機関自身の選択により進められていくこと、急性期医療の効率化・重点化と質の向上、急性期病床以外の病床は、リハビリーションや長期療養のための病床となるなどにより機能分化が進むこと、
 - ・ 外来については、専門外来・特殊外来等への特化、他の病院・診療所との連携が普及していくこと、
 - ・ 診療所等については、他の病院等との連携の下、住民に最も身近な医療機関として、それぞれの特性に応じ患者に綿密な医療の提供拠点となること
- 等が挙げられているほか、患者の立場を尊重した医療を提供し、医療の質の向上を図り国民が安心できる医療提供の確保など基盤づくりを進めていくこととされている。

2 変革期における医療の担い手としての医療法人を中心とする医業経営のあるべき姿

- 我が国の医療提供体制は、国民皆保険制度の下で、医療法人が開設するものを中心とする民間医療機関等、数多くの開設者に支えられていることは、言うまでもない。
- 今後、質の高い効率的な医療提供体制の整備に向け、改革を進めるに当たって、前述のとおり病院や診療所の開設者としての医療法人に期待される役割は極めて大きい。その際、医療法人に改めて求められる使命としては、次の2つがあると考えられる。

- ア 国民皆保険制度の下での医療提供の主体として、非営利性及び公益性を徹底するとともに、地域において政策的に必要性の高い医療を積極的に担うなどにより公益性を高め、国民の信頼を高めること
- イ 医療を安定的に提供するための効率的で透明な経営を実現し、自ら改革を担うための活力を高めること
- 本来、医療法人制度は医業の経営主体が、医業経営と家計を明確に分離し、医業の非営利性を損なうことなく、法人格を取得する途を開くことにより、①資金集積を容易にするとともに、②医療機関の経営に継続性を付与し、もって私人による医療機関の経営困難を緩和するための特別の法人制度として、昭和25年の医療法改正で設けられたものである。
- 当検討会では、今日の医療を取り巻く状況の下で、こうした医療法人制度について再点検し、新たな時代の医療法人制度を構築すべく、その改善の方策について検討した。
さらに、こうした検討に関連し、医業の経営主体の幅を広げる観点から、病院経営に株式会社が参入すること自体を認めるべきかについて議論が及んだものの、積極的に参入を認めるべきとの論拠（エビデンス）は論証・確認するに至らず、病院経営に株式会社参入を認めるべきではないという意見がほとんどであった一方、まず、我が国内で、地域医療体制に影響の及ばない条件を付けたうえで、限定期的に株式会社参入について試行を行うべきとの意見も一部あった。
- このように、当検討会としては、現段階において病院経営に株式会社参入を認めるべきとの結論には至らなかった。この点に関しては、政府の構造改革特区推進本部において決定がなされたところであり、これを受けた政府が更に検討を深めるものと考えるが、医療法人制度の改善を図るに当たっては、非営利性の原則を維持し、配当禁止の徹底等を図りつつ、株式会社参入論において議論されている論点、すなわち資金調達の多様化、徹底した顧客ニーズの把握による顧客サービスの向上等の顧客満足度の向上、消費者の選択肢の拡大、必要な人材の投入、経営マインドを発揮した効率的経営と優れた法人統治（ガバナンス）の確立、経営情報の開示などについて積極的に取り入れるべきことについて見解の一一致をみた。こうした

観点から、医療法人を中心とした医業経営改革の具体的方向として、
Ⅲのとおり提言する。